

# 『横浜ビジターズガイド』 デジタルデータ利用規約

公益財団法人 横浜市観光協会

## 1 利用規約の位置づけ

公益財団法人 横浜市観光協会が保有する「横浜ビジターズガイド」のデジタルデータ（以下「データ」という。）の利用については、『横浜ビジターズガイド』デジタルデータ利用規約』（以下「本規約」という。）に定めます。利用者は、本規約の定めに従ってデータの利用をしなければなりません。利用者は、本規約に同意をしないかぎり、データの利用ができません。

## 2 財団・利用者・第三者の定義

- (1) 本規約において「財団」とは、公益財団法人 横浜市観光協会をいいます。
- (2) 本規約において「利用者」とは、データを利用する者をいいます。
- (3) 本規約において「第三者」とは、「財団」「利用者」以外の者をいいます。

## 3 利用目的

横浜の観光振興を図ることを前提に、次の目的においてデータを利用する場合に限り、データを利用することができます。

- (1) 横浜で開催されるイベント、展示会及びコンベンションの集客及びPRを目的とするもの
- (2) 来訪者への支援を目的とするもの
- (3) 横浜への観光客誘致及びコンベンション誘致を目的とするもの
- (4) 営利目的ではないもの
- (5) その他、財団が認めるもの

## 4 利用の手続き

データを利用する場合は、ホームページ上よりデータ利用申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、財団に提出してください。

## 5 利用料の支払い

所定の期限までに以下に定める区分による利用料を財団にお支払いください。

	利用区分	データ加工あり	ロゴ入れあり
財団賛助会員	特別会員	55,000 円	165,000 円
	正会員	110,000 円	330,000 円
	但し、財団事業に活用する場合	55,000 円	75,000 円
非賛助会員	非賛助会員	220,000 円	495,000 円
	行政機関	55,000 円	165,000 円

注1. 表示はすべて1件・1言語ごとの金額です。

注2. 価格は税込となります。

注3. 「データ加工あり」とは、マップデータを利用・加工し、新たな制作物を作成することを想定。

注4. 「ロゴ入れあり」とはマップ完全データ（加工なしの状態）に企業・団体ロゴや、イベント名等を入れ使用・配布することが可能。（ロゴ入れ先は指定あり）

## 6 利用料の減免

利用料の支払いについて、にぎわいスポーツ文化局観光振興・DMO 地域連携課及び観光 MICE 振興課が主催する取組みに限り減免することができます。また、財団理事長が必要と認めた場合も、減免することができます。

## 7 利用条件

利用者は、データの利用に際し、次の条件を遵守し、適正に使用してください。

- (1) 制作物の最終校正は、利用者が責任を持って行うこと。
- (2) データは、提供日から2か月以内に財団へ返却し、利用結果が分かる成果物を提出すること。

## 8 禁止事項

- (1) 利用者は、データを以下の用途に利用することができないものとします。万一、これらの用途に該当すると財団が判断した場合は、直ちにデータの利用を中止するとともに、データ及びデータを利用して作成した製品等の回収・撤去（データの消去を含む）を行ってください。
  - ア データを申請書記載の利用趣旨・目的以外に利用すること。
  - イ データを営利・非営利の目的を問わず、第三者に転売、配布、譲渡、貸与、送信すること、その他第三者に使用権を譲渡し、貸与し、また担保設定すること。
  - ウ データを流用して本サービスと類似のサービス、製品の制作・販売を行うこと。
  - エ 特定の政治活動や宗教活動に利用している場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えること。
  - オ 法令又は公序良俗に反していると認められる用途に利用すること。
  - カ その他、財団が不相当と認める用途に利用すること。
- (2) 利用者が前項の規定にもとづき利用を禁止されたことによって損失を被ることがあっても、財団はその補償の責めを負いません。
- (3) 利用者が(1)に掲げる各行為を行った結果、財団又は第三者に損害が発生した場合には、利用者が責任をもってその損害を賠償しなければなりません。

## 9 免責事項

- (1) 財団はデータの利用に関して生じたいかなる不利益についても、一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- (2) 利用者がデータの利用に関して第三者に損害を与えた場合は、利用者は自己の責任と負担においてその第三者との紛争の解決を行うものとします。

## 10 規約の改訂

本使用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

制定日：平成28年4月1日

改訂日：令和6年4月22日